

訪問型サービス(独自)算定構造

令和8年6月報酬改定

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---------------------	------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 1週当たりの標準てきな回数をさだめる場合(1月につき)

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100		
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)		+5/100

ハ 初回加算	1月につき+200単位
--------	-------------

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1月につき+100単位
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1月につき+200単位

ホ 口腔連携強化加算	1回につき+50単位(1月に1回を限度)
------------	----------------------

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1月につき +所定単位× <u>270/1000</u>
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1月につき +所定単位× <u>287/1000</u>
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1月につき +所定単位× <u>249/1000</u>
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1月につき +所定単位× <u>266/1000</u>
	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき +所定単位× <u>207/1000</u>
	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき +所定単位× <u>170/1000</u>

注  
所定単位は、イからホまでにより算定した単位の合計

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。